

もくじ

成宮まり子議員 代表質問・・・1  
前窪義由起議員 代表質問・・・11  
他会派の代表質問項目・・・・・・20

●京都府議会 2016年2月定例会が2月17日に開会し、2月22日に日本共産党の成宮まり子議員、前窪義由起議員が代表質問を行いました。代表質問と答弁の概要を紹介します。

**2月定例会 代表質問**

**成宮まり子議員（日本共産党 京都市西京区） 2016年2月22日**

【成宮】日本共産党の成宮まり子です。府会議員団を代表し、知事並びに関係理事者に質問いたします。

**正規雇用拡大と賃上げ、「ブラック企業」根絶、奨学金制度の改善について**

【成宮】まず、雇用問題です。

安倍政権の発足から3年。首相は「アベノミクスで雇用と賃金が増えた」としますが、増えたのは非正規雇用労働者172万人で、正社員は23万人も減ったことが、総務省の16日発表の調査で明らかになりました。低賃金の非正規労働者が増え、消費も冷え込んでいます。一方、大企業は2年連続で史上最高の利益を更新し、内部留保は300兆円を突破。アベノミクスで「格差と貧困」は広がるばかりです。

その下で、京都府には、「格差と貧困」をただし、暮らしと雇用を守る役割発揮が求められます。

まず第一に、「同一労働同一賃金」についてです。政府による昨年の労働者派遣法改悪に、「正社員になりたくても、一生派遣のままだ」「正社員と非正規との賃金格差はそのまま。均等待遇にはほど遠い」との声が広がっています。世論に押され、首相は施政方針演説で「同一労働同一賃金」と言い出しましたが、「正規と非正規では責任の重さや役職が違い、バランスをとる」などの姿勢であり、これでは「同一労働同一賃金」とも「均等待遇」とも言えず、非正規労働者の賃上げにもつながりません。

政府は、こうした姿勢を根本的に改め、ただちに、「同一労働同一賃金」原則を、労働基準法をはじめ関係法令に書き込み実施すべきだと考えます。知事の考えをお聞かせ下さい。

2つめに、正規雇用の拡大と賃上げです。昨年、ついに非正規労働者が全国で4割を超えました。京都府は、平成24年の数字で41.8%、全国ワースト3位です。一方、京都では、大手企業10社はこの1年間に内部留保を4361億円も積み増し、6兆3778億円にもものぼっています。

自民党の小野寺政調会長代理も「賃金が目に見えて上がってこない。企業が内部留保をためるだけでなく、どう賃金に反映し、経済の底上げにつなげるか」と発言しています。知事も、京都の大企業に対し、積み増した内部留保の一部をまわして、正規雇用を拡大し、非正規労働者を正規労働者に転換する計画をもつよう、要請すべきと考えます、いかがですか。

なお、この問題では大企業の責任が問われますが、同時に、京都の中小企業がとりくむために、賃金保障などの抜本的な支援が必要であり、これは求めておきます。

3つめに、「ブラック企業・ブラックバイト」根絶です。昨年秋から、青年のみなさんを中心に「ブラックバイト」や奨学金の改善にむけた運動が広がり、私たちも一緒になって、550人の「若者生活アンケート」を集めてきました。調査では、学生の6割がアルバイトをし、その6割が「ブラックバイトの経験あり」と答えています。「ガソリンスタンドで、時間外労働いくらやっても無給。パワハラ、セクハラもある」「学習塾の講師で、授業準備やテストを作る時間は賃金なし」「無理なシフトを組まれ、授業に出られない」などの声は深刻な実態です。ところが、その相談先は、「大学の窓口」5.1%、「行政」はたった2.4%で、「相談はどこにもしていない」「ブラックでないバイトはないと諦めている」など、多くの青年が泣き寝入りしているのです。

私たちは、若者の運動と結んで、「ブラック企業」根絶をくりかえし求めてきましたが、去年の第12回京都雇用創出活力会議では、経営者側も含めて、「ブラック企業根絶」と言わざるを得なくなりました。ならばこの際、京都から本当に「ブラック企業」をゼロにするため、「オール京都」で、「ブラック企業・ブラックバイトゼロ京都」宣言を行うとともに、実態調査を行い、相談窓口を全ての高校・大学・専門学校や全市町村、京都市の全行政区にも開設すべきと考えます。いかがですか。

あわせて、若者や子どもへの「貧困の連鎖」を断ち切るため、奨学金制度の改善は待ったなしです。

「ブラックバイト」に見られるひどい働き方の背景に、高い学費と奨学金問題があることは、「若者アンケート」でも明らかです。ある学生は、「親に負担をかけて申し訳ない」と塾と運送屋のバイトを掛け持ちして週20時間も働き、「奨学金も借りていて、返済が不安」と話しています。アルバイト学生の4割以上が週15時間以上労働し、その目的は「学費・生活費のため」が55%、9割以上が「学費値下げ」「給付制奨学金」「無利子奨学金」などを求めています。

若者の声が政治を動かし、国レベルでは、昨年、超党派の国会議員連盟が「奨学金返済困難者に対する緊急支援策」を提言しています。いくつかの県では、来年度当初予算案で給付制奨学金への動きが起こり、長野県では、県内大学に学ぶ低所得世帯の学生への支援として、これまでの入学金に加え、文系で年15万円、理系25万円の給付型奨学金が盛り込まれています。

知事は、貧困家庭の子どもの支援や、奨学金制度の改善など国に求めておられますが、本府としてのとりくみが重要だと考えます。給付制奨学金や奨学金返済の支援策を国に求めるとともに、府としても独自に、給付制奨学金の制度創設を検討し、また有利子奨学金の利子補給など支援はただちに行うべきです、いかがですか。

「ブラック企業」根絶に関わり、コンビニエンスストアなどフランチャイズ制度についてです。

コンビニ本部と個々のオーナーとの契約はフランチャイズ制度と言われますが、その実態は、本部の異常なまでの利益優先で社会問題となり、今年の「ブラック企業大賞」にセブンイレブンが選ばれるなどしています。

日本共産党は、すでに2000年に「コンビニ・フランチャイズ業界の健全な発展のために、加盟店の地位・権利の確立を」とする政策提言を発表し、またこの間は、コンビニ加盟店ユニオンとも懇談してきました。

オーナーのみなさんからは「本部との契約は、系列店からの仕入れの強制、オーナー夫婦が毎日20時間以上労働することを前提にしている。人件費も実際より低く算定され、オーナーもバイトも『ブラックな働き方』を強いられる」「本部は、いまある店の数十メートル横にも新たな店を出すなどして店舗を増やし、利益を吸い上げる。個々の店は廃業の危機」などの実態が生々しく語られ、「アメリカやEUのように、オーナーの権利を保護するフランチャイズ法を国に求めてほしい。自治体としても、24時間営業や過密な出店について規制を」との要望が寄せられました。

国に対し、コンビニをはじめフランチャイズ規制法の制定を求めるとともに、府としても、その労働実態や、出店・営業時間などの調査、店長へのヒアリングなどを行い、過度な競争の規制、「ブラックな働き方」の根絶に取り組むべきと考えます、いかがですか。まずはここまでです。お答えください。

【知事】まず、同一労働同一賃金についてであります。これまでから、申し上げております通り、まず、不本意非正規を正規に変えていかなければいけないということを重点に置いて、その上で柔軟な働き方をしていきたいという方には、誰もが安心して働ける環境を確保するために、国に対して、正規との格差是正ということをや請してきたところでありまして、同一労働同一賃金につきましては、安倍総理も国会で、「必要であれば法律を作っていくのは当然」と答弁しております。私どもとしましては、引き続き要請をしていきたいと考えております。

大企業の正規雇用の拡大要請についてでありますけれども、これまでも主要経済団体に対しまして昨年末にも、京都市と連携して、未来を担う若者などを正規雇用の拡大や、正規化転換制度の整備などを要請したところでありまして、採用計画などはこうした要請を受け止めていただいて、と考えています。今後とも必要な要請を行っていききたいと考えております。

ブラック企業・ブラックバイトについてでありますけれども、若者を使いきりとするブラック企業は、違法行為でありまして、宣言するまでもなく当然認められるものではありません。こうした実態につきましては、労働相談所における労働契約、労働時間などに関する相談や、就労環境改善チームの専門家アドバイザーによる企業訪問等を通じて把握しているとともに、労働相談窓口につきましては、府の労働相談所とともに、労働委員会、労働局や各労働基準監督署、労働団体、社会保険労務士会など多くの機関で設置されているとともに、府の労働相談所ではフリーダイヤルやメールによる相談にも応じていまして、府内全体から相談できる体制を構築しているところであります。さらに、昨年 11 月に開催した京都労働経済活力会議におきまして、ブラック企業・ブラックバイトの根絶に向け、京都労働局における監督・指揮の徹底と京都府・京都市・労使団体における周知徹底をオール京都で取り組んでいくことを改めて確認しているところであります。

これを受けましてこの 3 月には、京都労働局、京都市との三者で京都ブラックバイト対策協議会を設置しまして、学生に対しては、労働関係法令や労働相談窓口の周知徹底、事業主に対しましては、法令遵守等の要請活動、就労環境の向上に向けたアドバイザー派遣や若者の定着支援につながる取り組みへの助成、法令違反が疑われる事業所への監督指導など強化し連携して実施していく予定にしているところであります。

次に、奨学金についてであります。大学における学生の修学環境の整備は、教育の機会均等や、日本社会の発展を支える人材を育成する観点からも、これは大変重要なものだと考えております。このため、京都府といたしまして、無利子奨学金の一層の充実やより柔軟な所得連動返還型奨学金の導入等につきまして国に要望等行ってまいりました。また、私が会長を務めております全国知事会におきましても、教育費負担軽減施策の充実について、国に対し、昨年 11 月に少子化対策と子ども貧困化対策にかかわる緊急提言を行い、同月に開催しました全国知事会でも改めて強く要請を行ったところでありまして、また、貧困家庭の子ども等に支援につきましては、私は、まあ発起人をしておりますけれども、子ども未来応援国民運動発起人会議におきまして、奨学金制度の改善について訴えたところでありまして、そうした動きのなかで、教育再生実行会議の第 8 次提言で、高等教育段階における教育費負担軽減が示され、国の平成 28 年度予算におきまして、無利子奨学金の貸与人員の増加、有利子奨学金について在学中は無利子、返還中は低利子とするために、利子補給金を措置する、返還月額は卒業後の所得に連動する所得連動返還型の奨学金制度の導入に向けた制度設計を進める等の制度の充実に向けた検討、国立大学の授業料の減免枠の拡大や、授業料減免等行う私立大学への支援拡充が計上されているところであります。

とりわけ、所得連動返還型奨学金制度の導入においては、国の有識者会議において、収入に応じて低額での返還を可能とするための制度検討が行われ、最低返還月額を 2000 円から 3000 円程度に抑える検討素案等が 2 月に出されたほか、国の平成 27 年度補正予算でシステム開発費が計上されるなど制度改善に向けた動きが積極的に進められているところであります。

さらに子どもの未来応援国民運動の中心的な役割を担う日本財団におきましては、社会的要望、出身者向けの給付型奨学金、日本財団夢の奨学金を新設されるなど、進学における環境整備がすすめられております。

京都府といたしましては、国との役割分担の中で、高校生に対しましては、高校生等の就学支援事業として、貸付制度を着実に実施いたしますとともに、京都の場合には私立高校が多いという特徴を持っていますので、あんしん就学支援事業としまして、全国トップクラスの制度を実施するなど、こうした分担の中で最大限の努力をしていくところであります。

次に、フランチャイズチェーン等についてであります。わが国では、フランチャイズ本部と加盟店である事業者との間の取引関係には、独占禁止法が適用され、公正取引委員会が、フランチャイズガイドラインを策定しております。このガイドラインでは、契約締結前の本部の加盟希望者への情報開示や契約締結後の優越的地位の濫用について、独占禁止法に抵触するおそれのある行為が明示されていますとともに、また中小企業の商標振興法の規定によりまして、情報開示の義務違反に対しましては、勧告・公表が行われることとされています。

京都府としては、まず、こうした現行規定をきちっと厳正に適用していく中で運用が守られるように、まず、要請をしていきたいと考えているところであります。

さらに、中小企業である加盟店が、経営安定を実現することにくわえ、いわゆるブラック企業に陥らないように、中小企業応援隊による個別訪問や相談対応を通じて経営課題の解決を支援していきますとともに、社会保険労務士の派遣等を通じてアドバイスをを行い、必要な場合には公正取引委員会に伝えていくなど、中小企業の立場に立ってきめ細かい支援を行っていきたいと考えているところであります。

**【成宮・再質問】**お答えをいただきましたが、「ブラック企業・ブラックバイト」については、いろいろと連携してやっているとお話ですけれども、私言いたいのは若者の実態が依然として、「ブラック企業」は無くならず、泣き寝入りしている若者が圧倒的だってことなんです。奨学金についても、若者は一刻の猶予もない状態に置かれているわけです。ですから、国へ要請すると同時に府として、解決のためにあらゆる手立てをつくすべきだというふうに考えるわけです。「ブラック」企業については、いろいろ連携しているとおっしゃいますけど、実態調査と相談窓口へ多くの若者が行っていない。相談窓口の設置は直ちに開始していただきたいと思っております。

給付制奨学金の検討については、国へ要望があり、世論もあつていろいろ動いているというのは承知していますけれども、府としての取り組みが大事ではないですかと、長野県等の取り組みを紹介しているわけです。ぜひ検討を始めていただきたいと思っております。

再質問を一点します。「内部留保を活用して正規雇用拡大や賃上げに」っていうのは、去年の「官民対話」で安倍首相自身が経済界へ要請し、注目されました。「内部留保を活用して」というのが、いまキーワードになりつつあるのではないのでしょうか。雇用拡大一般ではなく、京都の大企業に「内部留保を使って、賃上げや正規雇用拡大の計画をもつべき」とそこをぜひ言っていただきたい。なぜ、言えないのかなと思うんですが、この点再答弁お願いします。

**【知事・再答弁】**国につきましてはマイナス金利を導入されまして、積極的な投資を求めているところであります。私どもも企業に対しまして積極的な投資を求め、その中で正規雇用の拡大や、また、賃金格差の是正等について、取組みを要請したいと考えております。

**【成宮・指摘要望】**内部留保の問題はわが党ずっと追及してまいりました。安倍政権自身は、「企業の成長」最優先で、低賃金の非正規を増やし、海外生産拡大して、地域や中小企業を痛めつけていく方向にすすんでいると思うんですが、そういう政権であっても内部留保の活用という声が無視できないところまで来ている。そこまで、大企業と働く者の格差が広がっているということだと思えますね。全国

知事会長でもある知事が、「賃上げ最優先で、内部留保の活用を」と、府内の大企業に要請し実行させてこそ、格差を正し地域経済を良くする役割が果たせる、このことを求めて、次の質問へまいります。

## 介護制度の改悪中止、医療費の負担軽減拡充について

【成宮】次に、社会保障についてです。

安倍政権による社会保障の改悪・解体に対し、府民のいのちを守る府の役割が問われます。

まず、介護です。国は、昨年4月から介護報酬を大幅に切り下げ、多くの介護事業所が経営の危機に陥っています。昨年8月には、利用料負担の1割が、初めて一定所得以上は2割とされ、特養ホームなどの利用者の負担軽減措置が大幅に縮小され、利用者や家族は「負担に耐えられず、介護サービスを取りやめてしまった」と悲鳴をあげておられます。

さらに政府は、特養などの入所は要介護3以上とし、今度は「要介護1・2」のサービスの保険外しを検討し、通常国会に法案を出そうとしています。17日に開かれた政府の審議会では、要介護1・2の方の家事・掃除などの「生活援助」や、車いす貸し出し、手すり設置などを保険外にするなど、改悪メニューが示されました。

私は、89歳と88歳の両親の介護に、京都市内から京丹後市へ通う男性のお話を聞きました。「昨年末に父が背中を圧迫骨折して寝たきりになり、父は要介護2、母も認知症で要介護1になった。老夫婦2人で暮らすのはもうムリ。施設入所は100人待ちで、そもそも要介護3以上とされる。どうしようもなく、自分と、他県にいる兄弟が介護に通っているが、もう身も心もへトヘト。入所できないともたない。在宅と言うなら、せめて訪問や通所介護を増やし、家族を支えてほしい」と話されました。

このように、政府が狙う改悪が実行されれば、ギリギリのところどころでなんとか踏んばっている方から、介護サービスが奪われ、もう生きていけないではありませんか。

そこでしょうか。知事は、政府がすすめる介護保険制度の改悪による事態を、どのように認識しておられますか。緊急に、利用料負担は1割に戻すよう国に求め、府として利用者負担軽減のための支援を行うべきと考えます、いかがですか。

また、「要支援1・2」の方の訪問・通所介護の保険外しと、市町村「新総合事業」への置き換えが始まろうとしています。

すでに、全国で開始した自治体では、要支援者に無理やり「自立」「介護卒業」させるなど問題が噴出しています。事業が全く足りない上に、国が新総合事業の事業費に上限を設け、「ガイドライン」を示して、事業の効率化、財源カットを狙っているからです。

府内では、この3月から京丹波町などが、この秋には綾部市などが実施するとのことです。準備のなかでは「現行のサービス内容は、当面は変わらない」とされるものの、「より『多様な、新しいサービス』に移行」「(新しいサービスは)国の単価以下で設定」とされ、事業の委託先も、シルバー人材センターや地域住民・ボランティアなど無資格の方に頼るなど、国が示す方向の通りとされています。

しかし、あるヘルパーさんに聞くと、「地域では、認知症の初期の方が増えていて、そのサインを発見できるのはやはり専門職。例えば、冷蔵庫を見せてもらうと同じ食品が大量にあり、やっぱり認知症だ、と対応するなどよくあることです。そもそも『冷蔵庫を見てもいい』という信頼関係は誰とでも、とはいかない。嫌だ、来ないで、となり、サービスから外れる人が必ず生まれてしまう」と話されました。

要支援者の保険外し、地域とボランティアに押しつけ、安上りを狙う、こういうやり方は大問題です。

そこで、市町村「新総合事業」の実施にあたっては、国に対し、国「ガイドライン」や「基準緩和サービス」導入、利用者に「介護卒業」を無理やり押しつけることがないよう、事業費の上限を設けず、必要な事業費の確保を求めるべきです。また府として、「新総合事業」の実施においてどのような役割を果たすのか、お聞かせ下さい。

次に、医療についてです。

京都のある病院が、窓口の患者さんに国民健康保険に関するアンケートを行ったところ、「受診しなかったがお金が心配で我慢したことがある」が10%、「お金が心配で医師がすすめる検査や薬を断ったことがある」が5%、「仕事を休むと収入が減るので受診できないことがある」11%と、合計で26%、実に4人に1人が受診抑制の経験をしておられることがわかりました。「お金がなくては病院にいけない」事態が実際に起こっているもとの、必要な方が必要な医療を受けられるよう、緊急に3つのことを提案します。

1つは、国民健康保険について保険料と窓口負担引き下げ、保険証取り上げをやめることです。

国保は医療の「最後の砦」とされ、憲法25条の生存権が具現化されるべきものです。ところが、先ほどのアンケートでも、「国保料が高い」72%、「病院の窓口負担が高い」31%など、重い負担が大問題になっています。国保料滞納世帯は、平成27年度6月の速報値で府内4万6225世帯と、加入世帯の11.6%。窓口で全額負担しなければならない「資格証明書」を発行された世帯は4857世帯にのぼっています。八幡市では国保料が、所得200万円・子ども2人の世帯で42万3820円、所得の5分の1にもなり、滞納世帯は2割にものぼっています。

こうした下で、国保料引き下げと窓口負担軽減のため、府の独自の支援制度を創設すること、「命綱」である保険証のとりあげをやめるようにすべきと考えます、いかがですか。

2つめに、生活費に困る方が必要な医療を無料や低額で受けられる無料低額診療事業についてです。

これを実施している民医連・京都保健会では、利用相談者は2012年で約3000人。DV被害者や、生活保護基準以下の暮らしなのにいろんな理由で生活保護を受けていない方、非正規労働者、アパートを追い出されネットカフェを泊まり歩いていた方など、さまざまな方がこの制度で命を救われています。

府内には、無料低額診療を実施している施設は38。京都市以外では8つで、北部や南部には少なくなっています。八幡市のある方は「市の窓口で、無料低額診療事業があると聞いたが、一番近いのは長岡京の病院だと。近くでも受けられるようにしてほしい」とおっしゃっています。京都市内でも、院外薬局の薬は対象にならず、また、対象者をどうするかなどの運用は医療機関にまかされている現状で、拡充が必要です。

知事は、無料低額診療事業の役割をどう認識されていますか。制度を推進するため、院外の調剤薬局も対象とできるようにするなど、府としても関係団体との検討などを始めるべきではないでしょうか。

また、「かかりつけの診療所では無料低額診療だったのに、高度医療が必要になり、府立病院に行こうとしたら制度がないとされた」との声も聞きます。

府立病院では医療費減免制度があるとされますが、運用状況はどうなっていますか。減免制度を必要とする方が実際に受けられるように、抜本的な運用改善や拡充が必要と考えますが、いかがですか。

3つめは、子どもの医療費無料化の拡充です。

府内の自治体が独自努力で制度を拡充しています。府制度と同じで、一番遅れた京都市でも、「3歳から窓口負担がはねあがり、あまりにひどい」というパパ・ママたちの声に押され、市長も今年になって「府市協調してさらに拡充」と言わざるを得なくなっています。

また、厚生労働省は、自治体の独自のとりくみに関し、2014年度補正予算で創設した「地方創生」関連交付金を医療費助成にあてる場合は、国庫負担金の減額という「ペナルティー」を科さないとした通知を12月に出しました。わが党は、ペナルティーそのものの不当性ととも、交付金の主旨にも反する、と追及してきたところ。国の責任とともに、府として、子どものいのちを守る責任を果たすべき時であり、中学卒業までの医療費無料化をすみやかに実施すべきと考えますが、いかがですかお答えください。

**【知事】** 介護保険制度についてですが、要介護高齢者が大きく増加するなかで制度をしっかりと支え、持続可能なものとしていくことが非常に重要でありまして、そのため京都府でも毎年300億円を超える

額を負担して制度を支えているところです。要介護1・2の人に対する介護保険サービスについては、経済財政諮問会議が昨年末に取りまとめた経済財政アクションプログラムにおきまして今後、関係審議会等で給付の見直しや地域支援事業の移行を含めた検討がされることになりました。私は、こうした検討にあたりましては、介護福祉人材が不足する中で財源抑制の観点ではなく、専門的な介護サービスや掃除、買い物等の生活支援をいかに効果的に組み合わせ高年齢者に最適のサービスを提供するかという観点で検討すべきと考えております。こうした立場で、今後必要に応じ国に求めてまいりたいと考えております。

介護保険の利用料につきましては、社会保障制度と税の一体改革の中で、制度を持続可能のものにすることや利用負担の公平化の観点から高齢化時代において、いかに負担をお願いするか、これは税も含めてになると思いますけれども、財源をどうつくっていくのか。消費税については、今度は低減税率の適用になりまして、地方の方につきましては、また財源に穴があくという状況が生まれているところでありまして、これはどうやって埋めるんだという深刻な問題に我々は直面しているわけでありまして、そうした中でどうやって利用者の負担を軽減し、必要なサービスを継続して受けられるのかということについては、国に対しましてしっかりと要請をしていきたいというように考えています。

また、介護予防、生活支援に係る新しい総合事業は、高齢者の多様なニーズにきめ細かく対応するために、全国一律の給付から、各市町村が地域の実情に応じた多様なサービス提供を求めるものでありますけれども、この新しい総合事業におきましては、これまでの予防給付サービスの実績額に後期高齢者の伸び率を勘案して上限が設定されております。高齢化の進行やサービス資源の状況等が地域で異なりますことから、市町村が地域のニーズに合った事業を実施するためにも、必要な事業費が交付されるよう国に要望を行っているところであります。

京都府では、市町村が地域の実情に応じ工夫をこらして多様なサービスを実施できるよう、保健所ごとに設置した地域包括ケア推進ネットを核に市町村での取り組みを支援しているところであります。来年度は高齢者の社会参加を支援し、地域の介護、福祉、子育て等のサービスの担い手となっていただけるように、高齢者輝き地域担い手会議事業費として今議会に関係予算をお願いするとともに、介護保険につきましてもしっかりと、引き続き制度を支えていけるように予算をお願いしているところであります。

次に、医療に係る社会保障についてですが、国民健康保険制度につきましては、国民皆保険制度を守る最後の砦として大きな役割を果たす一方、被保険者の所得基準が低く財政基盤が弱い。小規模市町村等では、財政運営が不安定になるリスクが高いなど構造的な課題を抱えており、京都府といたしましても厳しい財政状況の中で今議会に256億円余りの予算をお願いするなど制度の維持に最大限の努力を払ってきているところであります。国保が抱える構造的な問題につきましては、これまでから国への負担を強く求めてまいりました結果、昨年、国保法が改正され、平成30年度からは毎年約3400億円の国による財政支援の増額が図られることになり、今年度からは先行するかたちで国で支援額が約1700億円増額され、保険料負担の軽減や伸びの抑制につながっているところであります。

また、窓口負担の軽減につきましては、従来から低所得者等の受診機会を確保する観点から、市町村と協議を重ね、一部負担金の減免など適切な対応が行われるよう取り組んでいるところでございます。

特に、資格証明書の交付につきましては、被保険者の状況をふまえた丁寧な対応を求めてきておりまして、市町村においては保険制度の公平性・公正性を確保する観点から滞納したうえで面談に応じない場合等に限定して行われているところであります。

新たな国保制度が平成30年度からはスタートいたしまして、都道府県がいよいよ財政運営の責任主体といたしまして、国保の運営の中心的な役割を果たすこととなりますけれども、新制度への移行に際しましては財政運営の安定化を目的とするだけではなく、市町村と連携し府民に信頼される国保の運営を行えるように府政の重点課題として取り組んでいきたいと考えております。

次に、無料低額診療事業についてでありますけれども、税軽減というインセンティブとの兼ね合いの中で、民間の医療機関の自らが負担の軽減をするものでありまして、それは個々の医療機関の判断により実施いただくものであります。また、院外の調剤薬局につきましては診療行為ではないことから法令

改正が必要でありまして、まずは薬局関係者などによる検討が必要と考えております。府立洛南病院における医療費の減免につきましては、制度を既に設けているところでもありますけれども、福祉制度の活用などにより患者負担の軽減が図られている状況がございます。今後も患者や家族の皆様からの相談に丁寧に対応し、本制度の活用を努めてまいりたいと考えております。

次に子育て支援医療助成制度につきましてですが、京都府と市町村が一体となって作り上げてきたものでありまして、水準は全国トップクラスであります。府は、全市町村が合意できる制度の基礎となる部分を担い、その上で各市町村においては地域の実施状況等もふまえて独自に財源を確保し、更なる負担軽減等の措置を実施しているところでありまして、今後とも本制度を市町村とともにしっかりと守っていきたいと考えています。

**【成宮・再質問】** 介護についてですけれども、政府がやろうとしている要介護1・2の切り捨てというのは、本当にとんでもない企てだと思っております。知事、財界の意見を強く反映した経済財政諮問会議の取りまとめ通りの方向がやられるという答弁だったと思っておりますけれども、それ自身が大問題です。ですから、政府の審議会でも、全国市長会は「重度化を防いでいる軽度者の支援をやめるのは本末転倒」だと、そして日本医師会や認知症の人と家族の会、老人クラブ連合会からも批判が集中しました。全国知事会長でもある知事が、反対の声をしっかりと上げるべきだと思っております。それと、社会保障の財源の話がありましたけれども、それこそ大企業減税はもうやめるべきだと知事が声を国へあげるべきだと思っております。

再質問を一点させていただきます。無料低額診療に関わって、府立病院では結局、洛南病院の減免制度の実績はないというお答えだった。私は実は、府立医大に直接に聞きまして、去年1年間で199人が医療費相談をされているけれども、その中で減免制度の対象になった人はいないということです。制度があるとおっしゃっているのに、なぜそうなっているのかなと思っております。対象者規定など見直すべきだと思っております。民間の無料低額診療事業を紹介しますと。昨年度の実績ですが、丹後中央病院は基準を生活保護の130%として、のべ年間2万人が利用しています。長岡京の済生会は生活保護の140%未満などの基準で、のべ1万9千人が使っておられるんですね。民医連は生活保護の190%の基準で、綾部の協立病院だけで、のべ年間1万1千人が対象になっている。これだけの利用者があるんです。ですから府立病院でも、府民が実際に利用できる減免制度にするということが、私は本当に求められていると思っております。対象者規定など見直すべき時にきていると考えるのですが、再度お答えいただきたいと思っております。

**【知事・再答弁】** 洛南病院の減免制度でありますけれども、この規定は、知事は経済的理由により使用料等を納付することが困難と認める場合、その他、特に必要と認める場合は全額または一部を免除することができるとなっておりますので、こうした規定を丁寧に説明をしてそれにあっても丁寧な対応をしていきたいと考えております。

**【成宮・指摘要望】** 制度があるのに対象に誰もなっていない。こういうのを絵に描いた餅と言うんだと思っておりますけれども、実際に命を救う制度を府民が利用できるようにするために、負担軽減の願いは切羽詰まっているわけですから、府立病院も、府立医大も含めて制度の見直しをしていただきたいと、このことはしっかりと求めて、次の質問に移ります。

## 京都スタジアム建設計画の撤回について

**【成宮】** 次に、府が亀岡に計画しているスタジアムについてです。

わが党は、この間、くりかえし追及してきましたが、貴重なアユモドキの生息地にスタジアムが建設されれば絶滅の危機だという、国際自然保護連合をはじめとした自然保護団体の指摘をまじめに受け止めるなら、あの場所につくるなど、ありえないものです。



治水問題でも、遊水機能をもったあの場所に巨大なスタジアムと駅北開発をすすめれば、いっそう水害の危機が増すと、一昨年の台風 18 号での被害を踏まえて住民が裁判に訴えておられるのであり、声を聞くべきです。亀岡市民の水道水源、地下水問題も、影響を与えない、汚染しないという根拠は何もありません。総建設費がいったいいくらになり、府民や亀岡市民の負担はどこまで重くなるのかも、まったく明らかにはされません。

こうして、今議会に提案された来年度当初予算案には、スタジアム建設費は計上できないことになりましたが、これは当然のことです。もはやスタジアム建設計画は、どこから見ても破たんしていると考えます。計画はいったん白紙撤回し、一から議論し直すべきと考えますが、いかがですか。

アユモドキ保全のためとして環境保全専門家会議が 2 年間行われてきました。専門家が地元とも協力し、地道で貴重な調査を重ねてこられました。アユモドキの生態について、まだわからないこと、解明されないことは山積しているとされています。

府の計画では、アユモドキの繁殖・生息地にスタジアムを建設し、その周辺 3.6ha を「共生ゾーン」として水路をつけかえアユモドキを移すとしています。しかし、産卵、餌の供給、アユモドキをめぐる魚や植物などの生態系、外来魚をどう排除するのか。国際自然保護連合はアユモドキの個体数が推定 800 以下になったとして絶滅危惧種としたわけですが、ではいったい絶滅回避にはどれだけの個体数が必要で、そういう増殖は可能なのか、誰がどう責任を持つのかなど、根拠ある回答は示されていません。

結局、アユモドキの現在の生息・繁殖地の真上にスタジアムを建設した下での「共生ゾーン」なるものは、そもそも成り立たないと考えます、いかがですか。

## 府立高校の統廃合中止と教育条件整備について

【成宮】次に、府立高校の再編・統廃合についてです。

今日は、府立高校「前期選抜」の合格発表日です。京都市内・乙訓地域で導入された前期選抜は、今年で 3 年目となり、府内全体では約 7000 人もの「不合格者」が生み出されています。

昨年、前期選抜で子どもが不合格になったあるお母さんは「みんなが受けるからダメ元で、と言っていた子どもは、不合格に落ち込んで、次の試験に気持ちを立て直すのが大変だった。なぜ、いつまで、こんな制度を続けるのかわかりません」と話されました。わざわざ多くの生徒の気持ちを傷つけ、学校間の格差と序列化、受験競争をひどくし、現場の中学校教員や保護者、生徒は大きな不安のなかにあります。こうした「高校改革」は根本から見直し、どの地域どの高校でも生徒一人ひとりが大切にされる府立高校を保障すべきです。

ところが府教委は、今度は、生徒数減少を理由に、丹後や口丹地域での府立高校統廃合を計画し、いまの中学 1 年生の受験から実施しようとしています。

昨年 12 月 19 日、その丹後・与謝で「高校教育を考えるつどい」が開催されました。全国の学校統廃合を調査してこられた和光大学の山本由美教授は、市町村合併と連動した学校統廃合の狙いは、教育コスト削減、行財政リストラにあること、「学級数が多いほど教育効果が高い」などのいわゆる「学校適正規模」には根拠は全くない、むしろ統廃合した地域では、周辺部の高い通学費や長い通学時間など負担が増え、高齢化と過疎化がすすみ、大きな損失になると強調されました。

地域の参加者からは「小・中・高校の子どもがいますが、再編・統廃合が地元の意見を聞かずにされるのは反対です。自転車で行ける地元の高校もどうしても必要です」「近くの高校がなくなり、遠くなるのは本当に大変。それぞれの学校の良さを生かし、子どもがのびのび力をつけられるように学校を守ってほしい」などの声が寄せられました。

口丹地域でも、地域の方々に「地元の高校を守りたい」との動きが進んでいます。地域活性化にとりくんできた方からは「人口減少と高齢化で、集落の崩壊が目に見える。小学校が統廃合され、この上、高校まで取り上げるなんて、私たちの努力に冷や水だ」と怒りの声があがっています。

丹後や口丹地域の高校統廃合は行なうべきではありません。この機に、普通科を含めたすべての学年・学級で 30 人学級など少人数学級にし、教育条件整備、教職員配置を手厚くすることこそ必要です。いか

がですか。

**【知事】** 京都スタジアム（仮称）について、でありますけれども、その整備につきましては先ほども（石田議員への答弁）お答えしましたように、環境と開発等をしっかりと両立させていく。そのためには慎重に検討していきたいということで、今取り組みをすすめているところであります。亀岡市の方では、駅の北に、どうしてもやはりこれからの市の中心的なにぎわいの場所をつくりたい。これは繰り返し亀岡市民の意思として示されてきているわけでありまして、それに対して、では環境はどうやってその中で両立させていくのかという取り組みを行っているところでありまして、私どもは共生ゾーンも含めまして環境保全の専門家会議のみなさまと意見を繰り返し、繰り返し行い、その中で様々な実証実験を行い、また、対応につきましても出来るだけ私は柔軟にこれからも対応していき、環境と開発の両立を目指す形での取り組みを進めていきたいと思っております。こうしたことがWWFの方もご理解を示されて、開発反対の立場ではないんだと。どうすればこういう形でうまく両立できるのかという観点からも検討していきたいというお話を頂いているところでありまして、今後とも専門家会議の意見をふまえながら柔軟に対応していきたいと考えております。

**【教育長】** 丹後地域ならびに口丹地域の府立高校のあり方についてですが、急激に少子化が進んでいる中で、例えば、丹後地域におきましては平成28年度の中学3年生が、今年度から約17%減少し900人程度となる見込みでございます。各高校の規模がこれまで以上に小さくなりますと、生徒が切磋琢磨しながら行う教育活動や、多様な教育を展開すること等が難しくなっております。

一方で、将来の地域を支える人材育成は高校に期待される大きな役割であり、地域創生の観点からふまえた府立高校のあり方についてしっかりと考える必要がございます。そのため、高校としての教育の多様性を維持し教育効果を高めるとともに地域に貢献し、地域の将来を担う人材をどのように育成していくのかなどにつきまして、各地域の実情をしっかりとふまえながら、より具体的に検討することとし、丹後地域および口丹地域におきまして、市町教育委員会、学校関係者、PTA等に加えまして、地元市町の首長部局からも関係の方々にお集まりをいただく懇話会を開催し、より地域課題をふまえた幅広いご意見をお聞きすることとしているところでございます。

なお、少人数学級化につきましては、これまでから丹後地域および口丹地域におきまして、普通科で1学級40人を下回る募集定員を設定してきた経過がございますが、今後、中学校卒業生数の更なる減少が見込まれており、1学級の規模を30名程度の少人数学級といたしましても2学級、あるいは1学級規模となる高校が生じてまいります。府教育委員会といたしましては生徒や保護者、地域の方々の期待に応えていけるよう、府立高校として果たすべき役割や必要な体制整備も含めまして、教育環境の充実策などについて、先の検討会議や今後の地域別の懇話会でのご意見もふまえながら、しっかりと取り組んでまいります。

**【成宮・指摘要望】** まず、府立高校についてですが、お答えにありましたように少人数学級はすでに一部導入をされているということですね。ならばすべての学級で実施し、1人1人にていねいな教育を行なうことが府教育委員会の役割だと求めておきたいと思っております。統廃合については、切磋琢磨論、適正規模論を言われていますが、大きな学校の方が切磋琢磨できるんだみたいな話というのは、全然根拠がないわけです。そういうことを言うべきではないと思うのです。それと、「地域の声を聞く」とおっしゃいますが、地域懇話会メンバーの構成を見ても、およそ住民や小中学校の子ども・親の声を反映できない構成です。住民が自由に意見を言えない、こういう場で再編・統廃合を検討するなどもってのほかだと。あらためて、府立高校の統廃合はやるべきでないと思っております。

それからスタジアム建設ですが、知事は環境と開発の両立とおっしゃいますけれども、もうそれができないんだということまで来ているということが、私が指摘していることなんですね。振り返りますと、そもそもスタジアムの用地調査委員会ですえ「どこがいい」という結論は出せなかったわけですが、そのもとで、これだけ問題・課題の噴出する場所に決められた知事の責任は重大だといわな

ければなりません。ここまで矛盾が大きくなっている時だからこそ、いったん立ち止まらしましょう、建設計画を議論し直しましょうと言っているわけです。環境も住民もないがしろに、「一度始まったら止まらない公共事業」の典型と世界から指さされるというのは、日本の京都として大変恥ずかしいことだと思うのです。ぜひ止めて議論をし直しましょうと、強く求めて、質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

## 2月定例会 代表質問

### 前窪義由起議員（日本共産党宇治市及び久御山町） 2016年2月22日

【前窪】日本共産党の前窪義由紀です。議員団を代表しまして、数点について知事に質問いたします。最初に、アスベスト建材によって、肺がんや中皮腫などを発病した京都の建設労働者と遺族27人が訴えた裁判で、1月29日、京都地裁は、国と建材メーカーに損害賠償を命じた画期的な判決を下しました。被害救済への大きな一歩ですが、国や会社は不当にも控訴しました。原告のうち16人もの方がすでに亡くなられ、「命あるうちの解決を」と願っておられます。昨年12月府議会で、早期救済・解決への意見書が全会一致で採択されましたが、本府としても、国への働きかけやアスベスト対策を一層強めるよう改めて要望しておきます。それでは質問に入ります。

### 地域経済を土台から支える中小企業・小規模企業の振興を軸にした政策を

まず、府民の暮らしと中小企業・小規模企業の振興についてです。

マスコミの世論調査では、国民の7割が「景気の回復を実感していない」と答え、国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」と答えた人は62%にも上ります。大企業は2年連続で史上最高の利益をあげ、株で一部の富裕層は資産を増やしましたが、大多数の国民には、アベノミクスの恩恵はなく、格差と貧困が広がっています。

昨年10～12月期のGDPの速報値は前期比0.4%減、年率換算で1.4%減となりました。実質賃金指数は、3年間でマイナス5%、2015年の消費支出も前年比2.7%と2年連続減少しました。また、日銀がマイナス金利の導入を決定して以降、市場金利は急低下、株価の急落、預金金利のさらなる引き下げなど、金融緩和に頼るアベノミクスで市場は混乱し、国民生活を脅かしています。

経済低迷の原因は、消費税増税、マイナス賃金、医療・介護の負担増など社会保障の改悪などにありますが、政府は、GDPが伸びないのは中小企業の生産性が低いためだとし、「稼ぐ力」を強化するため中核企業への重点的支援などを打ち出し、また、「地方創生」戦略を、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりとして、「特区」など規制緩和を使い地方を舞台に進めています。本府の14か月予算案にも色濃く反映しています。

そこで伺います。府内事業所の倒産、閉鎖も多く、非正規雇用率も41.8%と全国平均を上回り全国最悪の水準です。こんな時に消費税を10%に上げたら、食料品などの税率を8%に据え置いたとしても、1世帯当たり年間6万2000円もの負担増となり、暮らしや経済に大打撃となることは明らかです。知事、いま消費税増税が可能な環境にあると思われませんか。認識はいかがでしょうか。

京都経済の主役は中小企業です。従業員5人以下の小規模企業を含め99.8%を占め、その事業活動による資金は、仕入れ、販売、賃金などを通じて、多くが地域内で循環し、大企業や大型店の20倍ともいわれています。また、中小企業は、地域での雇用の場となり、地域コミュニティ、防災などにも大きな役割を担っています。

ところが、京都の常用労働者5人以上雇用する事業所の年平均現金給与総額は、知事就任時の2002年で、月平均約33万円、全国平均の95.0%の水準で全国13位です。それが2014年では、月29万円で、全国平均の91.3%となり、全国27位と落ち込む一方です。アベノミクスの破綻は明白なとき、国への追従ではなく地域経済を土台から支える中小企業・小規模企業の振興に軸足を置き支援することが重要です。知事、中小企業、とりわけ小規模企業の落ち込みについてどう認識されていますか。これまでの

施策の検証がしているわけではありませんか。

1999年の中小企業基本法改定は、「多様で活力のある中小企業」を育てるという理念に転換をし、特にベンチャー支援に重点化したために、当時423万の小規模事業者が2012年には334万へと89万も激減いたしました。一方、中小商工団体などの運動の中で、中小企業憲章が2010年に閣議決定され、昨年6月、小規模企業振興基本法が全会一致で成立をいたしました。

この法は、個人事業主、従業員5人以下の小規模事業者などを地域の主役と位置付け、事業の持続的発展へ国と地方自治体に施策の策定と関係団体との連携を促しています。そして、地域経済に波及効果のある事業の推進、支援体制などの目標を掲げた5年間の「基本計画」を策定し、国や都道府県が「責務」を果たすとともに、中小企業団体や金融機関、自治体などとの共同した取り組みを求めています。

現在、中小企業振興基本条例は36道府県でつくられていますが、残念ながら本府の中小企業応援条例には、本府の責務も、事業者、中小企業団体、金融機関、大企業のなどの責務、役割、努力などの規定がなく、小規模企業振興、育成の理念が抜け落ちています。

全国商工会連合会は、基本法の制定を踏まえ、本年度を「小規模企業振興元年」と位置づけ、「都道府県、市町村の条例制定へ組織をあげた条例制定運動を強力に推進する」と、重点方針を掲げています。小規模企業振興基本法に対応した、本府の中小企業・小規模企業振興基本条例をつくり、オール京都で施策展開する態勢をつくるべきではありませんか。

当面、投入した予算の20倍を超える経済波及効果がある「住宅リフォーム助成」や「商店リフォーム助成」などを、中小規模企業の振興、緊急経済対策としての政策目的を明確にして実施すること。また、府が発注する事業は、原則地元発注の徹底をさらに図り、下請け業者の単価の保障、労働者の最低賃金規定を位置付けた公契約条例をつくるなど、本府の努力でできる対策を直ちに行うべきだと考えます。考えをお答えください。

## 戦争法の発動を許さず、戦争法の廃止を政府に求めよ

次に、安保法制—戦争法と平和の問題です。

安倍政権は昨年9月、憲法学者や法律の専門家がこぞって憲法違反とした安保法制—戦争法を強行しました。強行成立から5か月を迎えた2月19日、民主党、社民党、維新の党、生活の党、そして私たち日本共産党の5野党・党首会談で、安保法制廃止と集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回、安倍政権の打倒、与党とその補完勢力を少数に、国政での選挙協力の4点で合意をいたしました。そして、5野党で戦争法廃止法案を衆議院に共同提出をしました。

世論は戦争法反対が多数です。学生、市民、ママたち、学者、文化人、宗教者、労働者などに広がった空前の運動は、直ちに「違憲の戦争法は廃止に」、「立憲主義を取り戻そう」と声を上げ、そのための政府をつくろうと「市民連合」を立ち上げ、全国2000万署名を呼びかけるなど、京都はもちろん全国各地で一層の広がりを見せています。知事、こうした国民多数の声が聞こえていますか。どう受け止めておるでしょうか。

戦争法は3月に施行されます。地方自治体や医療、運輸関係者など民間も含め戦争推進体制に組み込まれ、府民の人権や命を危険にさらすものであります。府政にどのようなことが求められているのか。また、府民生活や事業にどのような影響が考えられるのか。合わせてお答えください。

かつて、あなたの大先輩の知事だった蜷川虎三氏は、「憲法を論議することは自由である。しかし守らなければならぬ日本国憲法が厳としてあることを知らねばならぬ。憲法を守ることを無視しているものがあることは遺憾というより情けないことである」と喝破されました。戦争反対、憲法擁護の先頭に立たれました。そして、ポケット憲法の発行、府庁正面に、「憲法を暮しの中にかそう」の垂れ幕を掲げるなど、府政運営の真ん中に憲法を置きました。

いま、安倍首相は、「緊急事態条項」を新設、憲法9条2項の改定で国防軍を規定するなどの明文改憲を言明しています。知事、こうした明文改憲の動きをどう思われますか。憲法を尊重し擁護する立場にある知事として、憲法擁護の取り組みこそ進めるべきではありませんか。お答えください。

戦争法は、重大な危険をつくりだしています。一つは、アフリカ南スーダンのPKOに派兵されている自衛隊の任務の拡大です。停戦合意が崩壊し内戦状態の下で、「駆け付け警護」などを命じるなら、宇治の大久保や福知山駐屯地の自衛隊員10数人を含む約350人規模の派遣部隊が、武装勢力と戦うことになるのは必至であります。

いま一つは、過激武装集団ISに対して、アメリカなどの「有志連合」の空爆への軍事支援です。テロは絶対に許せない犯罪行為ですが、戦争でテロはなくせません。逆に憎しみを広げ、テロと戦争の悪循環をもたらし、世界中にテロを拡散させます。ISに対する軍事作戦に自衛隊が参加すれば、憎しみの連鎖が日本にも及び、国民がテロの危険にさらされ、パリと同じように京都が標的にされかねません。

京都には、舞鶴、福知山、桂、大久保、黄檗、長池演習場、祝園弾薬庫など多くの自衛隊基地があり、派兵される可能性もある中、私も経験しましたが、「海外で戦争するために隊員になったのではない」と署名をしてくれる元隊員、「息子が退職を申し入れたが、辞めさせてくれず、上官が家まで説得に来た。毎日悩んでいる」と相談に来られた親御さん。このように戦争法への不安が広がっております。

府民でもある自衛隊員が戦場に送られ、殺し殺される現実的な危険が迫っていることについて、知事の認識を伺います。また、戦争法の発動を許さないこと、憲法違反の戦争法の廃止、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を、今こそ政府に厳しく求めるべきではないでしょうか。いかがですか。

昨年4月合意された「日米新ガイドライン」は、京丹後市の米軍基地の位置づけをいっそう危険なものにしています。戦争法と日米新ガイドラインで、自衛隊保有のイージス艦も米軍Xバンドレーダー基地などと一体化し、米軍の指揮のもとで態勢を強化しています。イラク戦争でアメリカが真っ先に攻撃したのは、レーダー基地だったことを見れば、米軍レーダー基地の存在は、極めて危険です。

イージス艦には迎撃ミサイルが搭載されますが、自衛隊舞鶴基地に最近できたのが「ミサイル整備所」であります。現在搭載されているSM3ミサイルをはじめ、アメリカとの共同開発が始まっている射程距離の長い迎撃ミサイルなどが整備・保管され、米軍も補給を受けることが可能となります。米軍レーダー基地の本格稼働とあいまって、京都が大陸をにらむ重要な位置を担わされます。また、従来から指摘しているように、レーダー基地を動かす発電機の騒音が住民を苦しめ、米兵や軍属による交通事故などが後を絶たず、住民を不安に陥れています。こうした事態について知事はどう思われますか。米軍基地の撤去こそ求めるべきではありませんか。お答えください。

## 直ちに3号機の停止、冷却水漏れを起こした4号機の再稼働中止を求めよ

次に、高浜原発3、4号機の再稼働についてです。

関西電力は、3号機を1月29日にも再稼働し、2月下旬には4号機も再稼働しようとしています。原子力規制委員会が審査を終え、福井県と高浜町が再稼働に同意、福井地裁も再稼働中止の仮処分決定を取り消したことから強行しました。集中立地による多重事故の危険、住民避難などは審査の対象となっておらず、審査した原子力規制委員長でさえ「安全だということは申し上げない」と言い、福井地裁の決定でさえ、「過酷事故が起きる可能性が全く否定されるものではない」と指摘し、しかも、住民が大阪高裁に抗告している中での再稼働は許されません。

高浜原発の30キロ圏内には、舞鶴など5市2町12万5000人の府民が暮らしています。綾部市の奥上林地区のように、避難時の唯一の府道1号線が地震でふさがれる懸念、病院や介護施設などに入院、入所している約1万2700人の災害弱者や学校・保育所に通っている約1万7500人の子供たちの移動手段、避難先の体制をどうするのか、住民が参加した合同訓練も実施されていないことなど、問題が山積しています。来年度の本府予算案でも、放射線防護対策、避難道路の整備など約16億円が予算化され、原子力防災対策がこれからだというのに、全く無視しての再稼働であります。

こんな時に知事は、「原発の安全稼働に責任を持つのは国」とコメントするだけで、自分の主張も抗議の声もあげません。滋賀県知事は、「再稼働を容認する環境にない。強い疑問がある」と言っています。府民は、大きな不安、危険、憤りを感じています。間もなく4号機の再稼働も控えています。府民の声に寄り添った行動が求められております。いかがですか。

しかも、高浜3号機は、新規規制基準施行後初めてプルサーマル運転を実施します。この運転は、プルトニウム・ウラン混合のMOX燃料を使用するため、通常のウラン燃料に比べ制御棒の効きめが悪くなるなど極めて危険です。また、使用済み核燃料が増え続け、敷地内の保管プールが7～8年後には満杯になることや、MOX燃料の処分方法も決まっていないなど、これも難問が山積しています。直ちに3号機の停止、そして、冷却水漏れが大きな問題となっている、4号機の再稼働中止を求めるべきです。知事の所見を伺います。

【知事・答弁】前窪議員のご質問にお答えします。

消費税増税についてでありますけれども、今月公表された日銀京都支店の「管内金融経済概況」におきましては、本府の景気は回復基調にあるとされておりますけれども、このところ金利や株価等が世界的に大きく動いているなど、予断を許さない状況にあるというふうに考えております。このため、もし税率を引き上げる場合であっても、低所得者層や中小企業への配慮が必要であることを、これまでから何度も国に申し上げてきたところでありますけれども、このことにつきましては、引き続き国と地方の協議の場などあらゆる機会を通じて求めてまいりたいと思います。

次に小規模企業の落ち込みについてでありますけれども、毎月勤労統計は、正規・非正規の区別なく現金給与総額を算出するために、非正規率が高いほど数値が下がってまいります。いろいろな数値が出ているんですけれども、片方では、一人当たりの府民所得は、これは平成14年の20位から平成24年には9位まで上昇しております、さらに平成22年からは、全国よりも2年早く増加に転じているところであります。

また、現金給与総額は、全国に比べ1年早く平成25年から増加に転じておりますし、平成14年から平成26年の期間の実質賃金指数の低下は、全国がマイナス8.7%となる中、京都府はマイナス1.8%に止まっています。しかも同期間内の就業者数全体の伸びが、8.5%であるのに対しまして、京都府は倍以上の割合で増加しております、19.4%の増加をしております。

こうして、一面的に取り上げるだけではなく、全体としての水準というものをしっかりと見ていかなければなりませんし、京都府の最低賃金は807円と全国7位の水準になっていることも考えるべきであると思います。

京都府としては引き続き、現金給与総額の向上につなげるため、その原因となっている不本意非正規の改善を目指し、ものづくり産業の分野において、産業施策と雇用施策を一体的に進める取り組みや、さらにはエコノミック・ガーデニングの方式による中小企業の育成、そして京都ジョブパークによる就職促進、高等技術専門校における人材育成の強化の取り組みを進めていきたいと考えておりますし、とりわけ経営の厳しい小規模企業につきましては、従業員の処遇改善をできるように、中小企業応援隊による伴走支援や、本議会でお願している「小さな企業特別支援事業」によりまして、経営の改善や生産性の向上を支援していきたいと考えております。

次に、中小企業の振興基本条例についてでありますけれども、京都では平成19年に京都府中小企業応援条例を制定し、平成24年に全会一致で改正いたしました。議員ご指摘の府の責務や事業者、中小企業団体の役割等につきましては、条例の一条で、「中小企業の経営の安定に関する施策を総合的に実施する」と府の責務を明記した上で、全ての中小企業を対象に、中小企業の置かれた立場に応じて、大企業や金融機関など産業界との密接な連携のもとに、経営の安定、再生、継承・発展のための施策を総合的に実施することが既に盛り込まれているところであります。

その上で条例に基づき、小規模企業を中心に、中小企業を育成する立場に立って、中小企業応援隊が3年半で累計8万8000社、延べ18万5000件もの企業訪問・相談を行い、下支えから設備投資や販路開拓までを一貫支援するエコノミック・ガーデニング等の支援策を行っているところであります、さらに本議会でもとりわけ厳しい状況にある「小さな企業」の経営の下支えや、事業の継続を支援するために、特別支援事業1億3000万円の予算をお願いして、こうした事業を中心に中小企業のまち京都のしっかりと下支えをしていきたいというふうに考えております。

次にリフォーム助成についてでありますけれども、住宅リフォーム助成につきましては、これまでから耐震性の向上や、介護予防、府内産木材の利用促進、さらに移住促進のための空き家改修といった政策目的を明確にした事業として取り組んでおり、来年度につきましても若者と高齢者の同居マッチングを行う際に必要となるリフォーム補助を行う「次世代下宿京都ソリデール事業」を、本議会にお願いをしているところであります。同様に商店リフォームにつきましても、これまでの京都エコノミック・ガーデンニング支援事業に加えて、先程申し上げました「小さな企業特別支援業」により支援することとしており、今後とも政策目的を持ったリフォーム助成につきましては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、府内企業への発注等につきましては、公契約大綱や元請け下請けの関係適正化指針に基づき、方針を明示して、地元発注や下請け企業への配慮を適切に行っているところであります。賃金などの問題につきましては、これまでから答弁をしておりますように、公契約のみならず私契約を含めた統一的な見解からナショナルミニマムとして対応するのが基本であると考えております。

次に、安保法制についてでありますけれども、安保法制及び集団的自衛権の閣議決定などについては、我が国の防衛に関わる事項として、まさに国家のあり方、国家の基本に関わる問題として、国会において議論を尽くすべきものと考えております。

地方公共団体との関係という点で言えば、国民保護法の対象となる武力攻撃事態等と存立危機事態とは、事態対処法によって区別されておりますので、これで新たな義務が生じるわけではないと考えております。

憲法につきましては、これは国民誰もが擁護義務を持っておりまして、私自身、憲法を遵守し、府政の運営に当たっているところであります。そして平和主義のもと、二度と戦争の惨禍を繰り返すことがあってはならないのは、私も当然のことであるというふうに考えております。ただ憲法自身は、憲法改正の条文があるわけでありまして、そしてその中で国会で発議をし、国民投票ということが憲法に決められているわけでありまして、その中でまた、国民の皆さんの判断によるべきものであると考えております。いずれにしましても、安保法制自身は、国民から付託を受けた国会において議論を尽くすべきであると思っております。

Xバンドレーダーは、安全保障に責任をもつ国において、我が国の防衛に資するものとして配備されたものでありまして、京都府は府民の安心安全を守る立場から、安心安全に関する事項について、防衛大臣に確認し、状況確認を行っております。交通事故、騒音等問題が生じた場合には、これは時期を逃さないように直接米軍への申し入れなども行い、厳しく対応を求めているところでありまして、今後ともこのスタンスに変わりはありません。

次に、高浜原発の3、4号機の再稼働についてであります。これまでから再三述べていますように、府民の安心安全の確保が何よりも重要であると考えております。昨年12月24日の福井地裁の再稼働差し止め仮処分取り消し決定を受け、再稼働にかかるプロセスから京都府が除外されていることに遺憾を表明させていただきました。そして再稼働に関する法的枠組みの整備、原子力発電所の安全性の確保、避難計画の実効性確保、再生可能エネルギーの導入や省エネなどの原子力に依存しないエネルギー体制の構築などに関して、国に対して強く要請しているところであります。

また、5回にわたる「高浜発電所に係る地域協議会」で、国や関西電力に対して、原子力発電所の安全性や避等についての説明を求め、昨年11月に開催した関係7市町村の住民説明会では、原子力発電所の再稼働に対する不安などの住民の生の声を多く聞いたところであります。こうした不安を払拭する必要から、昨年12月には高木経済産業副大臣や丸川内閣府特命担当大臣に直接、原子力災害対策の充実などを求め、国からの補助金をいかした避難道路の整備などについても、対策を強化しているところであります。今後とも原子力安全協定に基づき、不断の安心安全対策に全力を期してまいりたいと考えております。

次に、プルサーマルの運転についてでありますけれども、3号機の再稼働に当たり、その安全な運転管理において万全の上にも万全を期すよう国や関西電力に対して強く求めているところであります。MOX燃料を含む使用済み核燃料の処分につきましても、問題解決が先送りされたままで、使用済み核燃料が蓄積される現状に対して懸念をしており、早急な対応を国に求めたところであります。こうした中、エネルギーの安定確保・安定供給に向け、多様なエネルギーを自立的に供給できる体制づくりへの転換が求められますことから、京都府としては今後とも「エネルギー自給・京都」の実現を目指し、再生可能エネルギーの倍増戦力やエネルギーの地産地消の推進など、将来を見据えた環境・エネルギーの総合戦略を推進してまいりたいと考えております。

**【前置・再質問】**知事の答弁がありましたけれども、京都の中小企業や小規模企業が非常に厳しいということには変わりありません。これは内需の冷え込みが景気悪化を招いて、これがもろに降りかかっている。ところがですね、本府の中小企業振興予算を見ますと、来年度予算では945億円、前年対比68億円のマイナス。決算ベースでは、09年度1164億円が、14年度では1073億円、これマイナスになっておりまして、91億円も減っています。92%水準となっています。これではですね、知事がいくらいい数字を並べてもですね、中小企業の振興に力を入れているということにはならないと思いますし、懸念を持つものであります。これは再度答弁をいただきたいと思っております。

それから、今月20日ですね、高浜原発4号機が、放射能を含む一次冷却水漏れを発生するという重大事故が起こっております。私が聞いているのは、再稼働についての知事の見解を聞いているわけでありまして、3号機の再稼働、続いて4号機となっていくわけで、この再稼働について、知事どう思われますか。この事故に対して、どう対処するんですか。再度お聞きしたいと思います。

それから、私が憲法問題で知事に聞いているのは、緊急事態の規定を盛り込むこと、それから9条2項、これを変えて国防軍を持つんだと、これに対して知事の見解を聞いているわけですね。憲法の議論があってもいいよと言うんだったら、知事の見解を示してください。

それから、Xバンドレーダー関連ですが、弾道ミサイル防衛の重大な、膨大なですね、情報は米軍主導で操作され、日本独自の判断で動かさない。従ってですね、日本のミサイル迎撃態勢というのは、米国防衛に拡大されると、こういうことになってきます。安保法制、これに関わってですね、外務省の幹部は、「自衛隊と米軍の一体化は一気に加速すると、もう元に戻ることはない」と、マスコミに語っております。京都がその中心を担わされる、こういうことに絶対ならないようにしなければならない。そういう意味では、京丹後の米軍レーダー基地、これはですね、拡大・強化ではなく、撤去の方向に努力すべきだ、これは指摘しておきたいと思っております。以上答弁をお願いします。

**【知事・再答弁】**高浜原発の再稼働につきまして、先程申しましたように、我々がその同意過程から除かれていることについて遺憾を表明し、その中で京都府としてできる限りの安心安全の確保を行っているわけでごさいます。今回のトラブルにつきましても、現在、関西電力京都支社長を呼び、経緯や原因の調査状況について説明を受け、それについて、しっかりと原因究明を京都府に対して説明をするように求めているところであります。それを踏まえて対応していきたいと思っております。9条2項の問題について、国防の問題については、これは先程も申していますように、国の安全の基本に関わる問題であり、国会で議論を尽くすのが筋だというふうには私は考えております。

**【前置・指摘】**知事答弁ありましたけれども、肝心なところは全部答弁を避ける。これでは議会で議論する、これの充実にはならないと思っております。私は、再稼働問題については、もう再稼働が迫っているこの局面で知事の考えを聞かせてくれと言っているわけです。それから、憲法問題でも、知事の考え方を伺っているわけですが、いずれも答弁されません。非常に残念であります。改めて指摘をしておきたいと思っております。

それから、原発問題では、関電は40年を超える原発の再稼働に向けて動いております。高浜1、2号機の再稼働続いていくわけですから、知事の姿勢が問われているということです。「安全神話」の復活は



許されません。そして、中小企業や景気の問題ですが、いま京都は財界と一緒にリニア新幹線の誘致とか、北陸新幹線の延伸、文化庁誘致など、こういう国の政策、あるいは国の機関の誘致合戦に力を入れているわけですが、京都経済を支えているのは、圧倒的には中小企業・小規模企業であります。それこそ京都の宝と位置づけて、府の努力をしっかりと盛り込んだ中小企業地域振興条例や公契約条例など、ぜひつくるべきだということを改めて指摘しておきたいと思えます。

## 環境アセスもせずに、南山城村のメガソーラー建設認可は行うべきでない

【前窪】次に、南山城村のメガソーラー建設についてであります。

南山城村と三重県伊賀市にまたがる一帯で、メガソーラーを建設する計画が進んでいます。報道による、敷地面積は約 100 ヘクタール、そのうち南山城村約 80 ヘクタールであります。甲子園球場 26 個分に相当し、約 65 ヘクタールに太陽光パネルを設置、3 万 7500 キロワットの発電をする計画であります。

事業者は、太陽光パネルを設置するために、広大な山林の樹木を伐採して山の斜面を削り、谷筋を埋め立てて階段状の地形を造成するとしています。予定地は小高い山が連なるところで、コナラ、クヌギ、松などが群生し、野鳥などの生息地となっています。

今回の計画は、CO<sub>2</sub> を吸収する森林を大規模に伐採してのメガソーラー建設であり、環境破壊など将来にわたる影響を多面的に検証する必要がありますが、本府の環境アセス条例では、水力、火力、風力の発電所に限定され、太陽光は対象外であります。しかし、問題点はたくさんあります。

一つは、環境破壊そのものです。景観が一変することや保水力の低下による農地や野生動物、植物、希少生物に大きな影響を与えます。また、イノシシ、シカ、サルなどが住処を失い、獣害が他の地域に広がります。

二つは、洪水、土砂崩れ、などの危険性が增大することです。この地は昭和 28 年災害をはじめ、何度も洪水などの災害に見舞われた地域です。広大な開発は、当然災害発生のリスクを高めます。

三つは、使用するアメリカ製のパネルの問題です。日本製パネルには使用されていないテルル化カドミウムが使用しています。大地震、台風、突風などでパネルが吹き飛ばされたり、洪水や土砂崩れで流出、破損したりしてカドミウムが飛散する危険性があります。さらに、電磁波、低周波の被害、パネルの清掃に使う薬剤、農薬散布など維持管理上の問題が住民の心配になっています。

四つは、会社の信頼性の問題です。地元では、「何も実績がない会社ではないか」、「パネルの耐用年数は 17 年、継続するのかどうか、跡地がどうなるのか心配」、「倒産、撤退した場合だれが責任を持つのか」などの声が広がっております。

このように住民の疑問や問題が山積する事業ですが、事業者には環境アセスメントの実施すら求めない。これで認可することは許されません。どうされますか。また、住民から出されている不安や疑問、問題点にどう対応されますか。お答えください。

森林の持つ機能は、防災、生物多様性、景観など多様であり、一度失うと回復するのは困難であります。大規模な森林伐採を伴うメガソーラー建設等の開発規制ができる法・条例の整備が必要だと考えますが、知事の認識はいかがでしょうか。

## 大戸川ダム建設は、流域委員会の議論や地元の民意をふまえるべき

【前窪】次に、大戸川ダム建設についてです。

国が 2009 年に建設を凍結した大戸川ダムをめぐる、国交省近畿整備局が、ダム以外の代替案を含めて治水対策としての妥当性を検証した結果、ダムが最も有効だと評価をしました。

大戸川ダムは、国が当初、多目的ダムとして計画していましたが、08 に、整備局の諮問機関「淀川水系流域委員会」が、「原則建設すべきではない」と見直しを求め、08 年 11 月に、滋賀、京都、大阪、三重の 4 府県知事の共同意見書、09 年 3 月に、京都府知事意見書で、「河川整備計画に位置付ける必要はない」といたしました。加えて、流域住民のダム建設反対もあり、国は、二転三転したもののようやく 09 年に計画を凍結し、その後、民主党政権で無駄なダムの見直し対象となりました。

今回の評価について、かつて淀川水系流域委員会の委員長を務められた今本京大名誉教授は、「建設あ

りきの結論」「条件は変わっていないのにコスト面で有利に変わることが信じられない」と指摘し、嘉田前滋賀県知事は、「建設ありきで予断だらけの検証結果」と批判しています。知事意見書、4府県知事合意を提出している立場から、この検証結果をどう受け止めておられますか。お答え下さい。

先に述べた府知事意見書は、瀬田川洗堰の全閉操作について、「天ヶ瀬ダム再開発は、瀬田川洗堰の全閉操作を減少させるために有用」とされています。天ヶ瀬ダム再開発の進捗とともに、大戸川ダムの建設となれば、全閉操作の見直しと連動していくことではないかと疑念を持つものです。大戸川ダム建設と瀬田川洗堰の全閉操作の関係について、知事の所見を伺います。

**【知事】** 南山城村のメガソーラーの建設についてであります。林地開発許可制度は森林の無秩序な開発を防止して森林の適切な利用を確保することを目的とし、森林で1ヘクタールを超える開発行為をしようとする場合は、都道府県知事の許可を必要とする制度で、森林法で定められております。許可に際しましては災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの観点から詳細な計画書を求め、森林審議会の意見を聞いた上で判断をしているところであります。こうした林地開発は、地域住民の生活環境に大きな影響を持つことから、何よりもまず地域住民や関係市町村の合意が不可欠であります。

このため、京都府では「林地開発行為の手続きに関する条例」を定め、開発行為予定者による説明会の開催、地域住民からの意見書への回答を義務付け、関係自治体との生活環境の保全に関する協定の締結を指導してきており、これまでから地域の十分な理解を得たうえで、こうした手続きを進めてまいりました。メガソーラーにつきましては、昨年12月に、開発行為予定者から「林地開発行為の手続きに関する条例」に係る事業計画書の提出があつて以降、事業計画書の公告縦覧を行い、開発行為予定者が地元説明会を開催しております。

また、地域住民などから、22件の意見書が提出されたほか、関係4自治会の内、1自治会とは協定が締結されております。今後、意見書に対する見解書の提出を求めることとなりますが、地域住民の不安や疑問が解消されるよう、条例に基づいて開発行為予定者を強く指導いたしますとともに、林地開発許可申請書が提出された際には、府民の安心安全を第一に考えて審査していきたいと考えております。

また、メガソーラーなどの開発事業については、環境アセスメントの対象となっておりますけれども、大規模な土地造成事業により、著しい環境影響も想定されますので、こうした事業につきましては環境アセスメントの対象となるよう、現在、手続きを進めている所であり、できるだけ速やかに制度改正を進めていきたいと考えております。

次に大戸川ダム建設についてであります。去る2月8日に開催された関係地方公共団体からなる検討の場で、ダム案を含む複数の治水対策案について概略的に総合評価の中で「大戸川ダム案」が有利でと示されました。大戸川ダムのダム検証は、ダム建設の効果や費用負担、詳細な環境への影響などについて行ったものではなく、その点は、河川整備計画の変更の段階で各府県の考えを聞いて議論されるものであります。

京都府といたしましては、平成20年に実施した京都府の技術検討会における評価において、「天ヶ瀬ダム再開発により、このダムの放流能力が増強されてダム操作の合理化や貯水池の弾力的な運用が可能となれば、適切な運用や工夫によってより大きな規模の洪水に対応できる可能性が十分ある」とされておりまして、大戸川ダムは、「中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながらその実施についてさらに検討を行う必要がある」とされたところであります。

これを受けて、「施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置づける必要はない」ということを4府県知事の合意で確認しておりまして、その後の洪水をふまえても、大戸川ダムが京都府にとって緊急的に着手すべき事業ではないという点では状況に変化は生じておらず、4府県知事合意の方向性は一切変わっておりません。

また、平成20年の京都府の技術検討会では、京都府域における治水効果は非常に薄いとされておりまして、これを覆す論証が無い限り、京都府がダム建設費を負担する根拠は無いと考えているところでございます。平成25年の台風18号におきましては、瀬田川の洗堰の全閉操作を行っても、宇治川の堤防

の計画高水を超えた箇所があるなど、危険な状況に直面しておりまして、現行の瀬田川の洗堰の全閉操作の堅持は必要であるという考えに、これも変わりはありません。

京都府といたしましては、今回の検討の場でも、宇治川の治水のために、「瀬田川洗堰の全閉操作維持や天ヶ瀬ダムの新開発、宇治川の塔の島地区の改修を今後ともしっかりと講じられたい」と意見を述べられたところでありまして、こうした対策が維持されるよう国に求めていきたいと考えております。

**【前窪・再質問】** 答弁のありました南山城村の太陽光発電・メガソーラーであります。南山城村議会が、一致して、アセス実施など環境対策、豪雨、突風、地震など自然災害、パネルの安全性、農薬、濁水対策の案などについて、本府を通して事業者に見解書を出すというふうになっております。これに対して、本府はどう対処されているのかお答えください。また、太陽光発電のアセス対象については、今答弁がありました。26道府県、13政令市で実施されています。ぜひ、早く実現していただきますように要望しておきます。

最後に、今、安倍政権が戦争法の強行、明文改憲、原発の再稼働、消費税の10%増税など、国民の声を無視し暴走しているときに、府民の暮らしを守り、京都を戦争の拠点とさせないために、五野党の党首会談で合意をされた事項を、私ども日本共産党は誠実に守って全力を尽くす決意であります。立憲主義、民主主義が貫かれる新しい政治をつくることを皆さんに心から呼びかけまして、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

**【知事・再答弁】** 南山城村のメガソーラーに関する議決でありますけれども、これは村議会の議決としてしっかりと受け止めていきたいと思っております。ただ、これは条例上の要件のところは地域住民でありますから、条例上の問題とはならないということだけは申し上げておきたいと思っております。

## 【他会派の代表質問項目】

2月22日

### ■石田宗久（自民・京都市左京区）

1. 平成28年度当初予算案及び平成27年度2月補正予算案について
2. 行財政改革について
3. 少子化対策について
4. 文化庁移転と今後の文化行政について
5. 民泊への対応について

### ■山口 勝（公明・京都市伏見区）

1. 行財政改革の取組について
2. 福祉人材の確保・待遇改善について
3. 障がい者雇用の促進について
4. アルコールによる健康障害対策について
5. 食品ロス削減の取組について

2月23日

### ■酒井常雄（自民・城陽市）

1. 人口動向と施策について
2. 子育て支援について
3. 子どもの貧困対策について
4. 学校のあり方と教員定数について
5. 「スポーツ王国・京都」について
6. 障害者スポーツ振興とリハビリ医療について
7. 農業振興について
8. 介護離職について
9. 防災・減災対策について

### ■秋田公司（自民・京都市南区）

1. 地方創生について
2. 人づくり（人材育成）について
3. 次世代の産業を担う後継者や起業家の育成・支援について
4. 子どもたちの心の教育について
5. 中小企業における情報セキュリティ対策について

### ■荒巻隆三（自民・京都市東山区）

1. 京都の文化と風俗環境との調和について
2. 京都の強みを活かす観光のあり方について
3. 北部地域の医療提供体制の充実について
4. 高齢者の介護予防について
5. 再生可能エネルギーの導入促進について